
平成 2 1 年 第3回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（5 月 2 5 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	1
○開 議 宣 告	1
○議会運営等諸般の報告	1
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1
○日程第 2 会期決定の件	1
○日程第 3 報告第 1 号	1
○日程第 4 議案第 1 号	5
○日程第 5 議案第 2 号	
○日程第 6 議案第 3 号	2 1
○日程第 7 議案第 4 号	2 3
○閉 会 宣 告	2 3

平成 2 1 年 第 3 回 臨時会

上富良野町議会会議録 (第 1 号)

平成 2 1 年 5 月 2 5 日 (月曜日)

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 5月25日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分の報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
第 4 議案第1号 平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 5 議案第2号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
第 6 議案第3号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第4号 富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

○欠席議員（0名）

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 総務課長 | 服部久和君 | 町民生活課長 | 田中利幸君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |
| 公園整備担当課長 | 菊地昭男君 | | |

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主査 | 遊佐早苗君 | | |

午前9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成21年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今臨時会は、5月22日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号から議案第4号の4件と報告第1号の1件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。以上です。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 今村辰義君

7番 一色美秀君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、

会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 報告第1号専決処分の報告の件(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(田中利幸君) ただいま、上程いただきました専決処分の報告の件につきまして、概要を御説明申し上げます。

国におけます平成21年度の税制改正法案の成立が、平成21年3月末になりますことから、3月定例議会におきまして、町税条例等の一部を改正する条例につきまして町長の専決処分事項としての議決をいただきましたが、今年度につきましては、税制改正法案が3月27日衆議院において再可決され同法案が成立し、3月31日公布されたところです。これを受けまして、条例の公布日が法律の公布日と同一日になるよう、直ちに改正条例の交付をする必要があるため、平成21年4月1日をもちまして、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので御報告を申し上げます。

今回の税制改正は、現下の経済情勢を踏まえて、国において税制の分野で経済対策を進めようとする内容が主な改正となっております。それでは、今回の町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

第1点目といたしまして、住宅投資を活性化するため、住宅ローン特別控除について最大控除可能額を過去最高水準に引き上げるとともに、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する制度が導入されたものであります。

第2点目といたしまして、上場株式等の配当・譲渡益の軽減に関して、3年間は10%の軽減税率を引き続き延長する改正であります。

第3点目といたしまして、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除制度が創設されるとともに、土地の負担調整措置を引き続き3年間継続するものであります。

第4点目といたしまして、公益法人制度改革に伴う非課税措置等の拡充に係る所要の改正を行うものであります。以上が主な改正点であります。それでは、以下議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会にお

いて指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、処分事項。上富良野町税条例等の一部を改正する条例。次のページをお開き願います。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記、1、上富良野町税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）。平成21年4月1日、上富良野町長向山富夫。次のページをお開き願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例（上富良野町税条例の一部改正）、第1条、上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下につきまして、大量の改正条文となりますために条例の朗読を省略させていただき、条をおって、その主な改正点の内容を説明いたしますので、御了承願いたいと思います。

第34条の7は、法令番号の追加による条文の整理及び別表に、公益法人等に対する寄付金の控除対象法人を包括的に指定する改正であります。第36条の2は、地方税法施行規則の改正による条文の整理であります。第47条の2は、年金所得以外の所得に係る所得割額を年金特徴税額に加算する規定を削除する改正であります。第38条、第47条の3及び第47条の5は、第47条の2第2項が削除になったことによる条文の整理であります。第54条は、地方税法施行規則の改正による条文の繰下げの整理であります。第56条は、公益法人制度改革に伴い、新たに固定資産及び償却資産の非課税対象法人として、一般社団法人及び一般財団法人、社会医療法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び連合会、国家公務員共済組合及び連合会が養成する医療関係者の養成所に係る非課税措置の拡充による改正であります。第58条の2は、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産及び償却資産に係る非課税措置の創設に伴います条文の追加であります。次のページをお開き願います。第59条及び第93条は、地方税法の改正による条文の整備であります。附則第7条の3は、現行の税源移譲による住宅ローン特別控除の申告が不要となる改正がなされたことによる条文の改正であります。附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設でありまして、その内容といたしましては、1、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、または、所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た

額が、9万7,500円を超えるときは9万7,500円を限度として、いずれか小さい額を個人住民税から控除する。2、特例の期間は、平成21年から平成25年までに入居した者を対象とすることの条文の追加であります。附則第8条は、附則第7条の3の2が追加されたことによる条文の整理であります。附則第10条及び第10条の2は、地方税法及び地方税法施行規則の条文の削除、条文の繰下げによる整理であります。附則第11条、第11条の2、次のページの第12条、第13条及び第15条の2は、平成21年度から平成23年度までの土地の負担調整措置について、現行制度の基本的仕組みを継続することの改正であります。附則第11条の3は、鉄軌道用地に係る固定資産の課税標準の特例の終了による条文の削除であります。附則第12条の2、第12条の3及び第13条の3は、不要規定となる条文の削除による整理であります。附則第16条の3、第16条の4、第17条、第17条の2、第18条、第19条、第19条の2、次のページの第20条、第20条の2及び第20条の4は、附則第7条の3の2が追加になったことによる条文の整理及び土地税制及び金融証券税制の改正によります所得税法、租税特別措置法等の改正による条文の整理であります。次のページを御覧ください。

第2条、上富良野町税条例の一部を次のように改正する。附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の方法等について、地方税法施行規則の改正において新たに条文が追加されたことによる改正であります。また、条文追加によりまして以下の項を繰下げることの条文の整理であります。次に第3条による改正関係であります。

第3条、上富良野町税条例の一部を改正する条例（平成20年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。附則第1条は、附則第10条の2が追加になったことによる条文の整理であります。附則第2条の第6項、第10項及び第13項から次のページの第22項は、上場株式等の配当に係る軽減税率の延長による個人町民税に関する経過措置に関する条文の改正であります。附則の施行期日につきましては、原則として平成21年4月1日から施行することとなりますが、それ以外に法規定により適用施行期日を別に定めた項目については、それぞれの適用期日を定める条文であります。また、町民税及び固定資産税に関する経過措置を定める条文を規定するものであります。次のページをご覧ください。次に、第4条による改正関係であります。

第4条、上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第23条は、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行9万円から10万円に引き上げる条文の改正であります。附則につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、並びに上場株式等の配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例等の改正について規定し、条文の整理を行うものであります。最後のページを御覧ください。

第5条は、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正に関する適用区分を定める規定でありまして、改正後の条例は原則として平成21年4月1日から施行することとなりますが、それ以外に法規定により適用施行期日を別に定めた項目については、それぞれの適用施行期日を定める条文であります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

○議長（西村昭教君） 2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） 第4条の国保税率の改正のところでございますけれども、9万円を10万円に改めると、これ、昨年、20年に改正したばかりなんですけれども、また、今年、21年度、このように変えるというんですけれども、基礎の賦課額のほうは変わらないのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 2番、村上議員の御質問にお答えを申し上げます。実は今回の改正につきましては、介護納付金の限度額を1万円引き上げることとございまして、税率については、そのまま据え置かれることであります。ちなみに平成12年から介護保険の制度と同時に、この介護納付金の制度がスタートしてございますが、12年は7万円、以下3年間7万円が続いております。平成15年に8万円になりまして、15、16、17年と8万円。その後、18、19、20年の3年間9万円に。そして、今回、この限度額を21年度から、また、さらに1万円を上げるという制度になってございます。以上であります。

○議長（西村昭教君） 2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） では、これもまた3年間ということですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 2番、村上議員の御質問でございますが、実は3年間という決めはございません。ただ、ルールといたしまして、いわゆる限度額に到達するような対象者が概ね5%を超えないように、この

制度になってございます。限度額の対象者が5%を超えると、いわゆる低所得者の方々に特に負担が多くなるだろうという状況がありますので、概ね5%を見越した限度額の改正ということになってございます。以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 土地の評価の負担調整率の点でお伺いしたいのですが、聞くところによりますと実勢価格というのですか、評価額の7割相当をかけた分に対する評価の中で、高いか低いという形の中で、その調整がされるという話かというふうに思います。これに照らした場合、上富良野町における負担調整率によって、実態としてそう地価が上がっていないという部分もあるかというふうに思いますが、上がる可能性等、調整されて逆に引き下がる部分、あるいは下げれば当然上がるということになりますが、その度合いというのはどのようになるのかお伺いしたいと思います。

また、今回の住宅の減税という形で国は住宅を建ててもらって喚起を促して町の、地域の活性化も図りたいというような狙いもあったかというふうに思いますが、新聞等の報道によりますと、比較的高額の所得者層においては今後の恩恵に預かるわけですが、低い所得の方については比較的この住宅ローン減税の対象から、その恩恵という点ではなかなかその恩恵がこないではないかというような報道もされておりますが、この点、所得のあるなしによって、当然、住民税等の関係も変わっておりますので、その点はどのような感じになるのか上富良野町の実態等が分かれば、これから建てる、建てないというのがありますが、その基本的な部分だけをお伺いしておきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（田中利幸君） 5番、米沢議員の2点に対する御質問にお答えさせていただきたいと思えます。まず、数字的にここに、申し訳ございませんが、手持ちがございませんので、町の大まかな傾向としてお話をさせていただきます。

まず、1点目の固定資産税の負担調整の関係でございますが、議員も御承知のように一部の都市、あるいは一部の町を除きまして、総じてこの固定資産の評価が下落傾向にあるということは御承知のことかと思えます。我が町におきましても、この傾向は続いてございます。従いまして、この負担率の関係で言いますと70パーセントを超えるように今まで負担調整をしているところでもございましたが、いわゆる100パーセントを超えてしまう事例も何件か見受けられるような状況であります。

この6月の補正、議会にこれらの補正予算も予定してございますが、私たちが想像している以上にこの固定資産税の税額が少なくなる見込みを今回6月の議会でも予定してございますが、概ねそのような状況になっていることをご回答させていただきたいと思っております。数字等につきましては、後日の議会におきまして、もう少し明らかにさせていただきたいというふうに考えてございますので御理解をいただきたいと思っております。

2点目の住宅ローンの関係でございますが、議員御指摘のような高額所得者に対する配慮という側面がないのかという御指摘もございましたが、新規の住宅をローンで組まれてなされる方につきましては、全員がこの今回の住民税の減免にも恩恵を受けるところであります。ただ、議員のおっしゃるように所得によりまして控除される所得税あるいは住民税が低額になっている方については、それ以上引くことができませんので、そういった部分では確かに議員のおっしゃるような御指摘の部分もあろうかと思っておりますが、ただ、制度の恩恵を受けるのは高額所得者に限らず、全ての方に適用されるものというふうに理解をしているところであります。以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければこれをもって本件の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第1号、平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）提案要旨について御説明申し上げます。

昨年まで各種イベント等に使用してまいりました日の出公園臨時駐車場の役割を、日の出公園の拡張により継承するために不動産鑑定評価額による用地取得費、駐車場等整備工事費、取得に関わる作物耕作補償費等の補正をお願いするものです。また、公共施設整備基金を支消し、財源とし、不足分を予備費で調整するものです。それでは以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御承願います。

議案第1号。平成21年度上富良野町一般会計補正予

算（第1号）。

平成21年度上富良野町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,900万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳入。

18款繰入金5,800万円。

歳入合計が5,800万円となります。

2、歳出。

8款土木費6,121万2,000円。

14款予備費321万2,000円の減。

歳出合計が5,800万円となります。

以上、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

○議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

○5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきたいと思っております。今回の日の出公園の駐車場用地を拡張するという形で提案されました。この背景には駐車場用地のいわゆる農地転用に関わる問題が大きく関わっているというふうに考えます。そこでお伺いしたいのは、今回、従来の使っていた用地面積より、ほぼ倍とはいかないにしても約1万4,941平方メートル部分が購入されるようになりました。この購入する要件として町が提示してきたのは、これからの上富良野町の観光の誘導策という形の中で必要な面積も含めて、従前使っていた用地よりも拡張したいというようなことでありましたが、改めてもう一度お伺いいたしますが、従前の用地で、私が見る範囲ではこの間の観光客の入り込み数とも見ていけば、また、イベント等の開催日数等にも見受けられるように、あるいは1日、あるいは数週間という形の中で使用される部分が多いわけで、後は冬場でしたらスキー場あるいは雪まつり等に使用されるという形になっていると思っております。そういうことを考えますと、改めてこの用地を拡張したから、この日の出公園あるいは町の観光客の入り込み数に寄与するんだというような理由付けと

いうのは、私は成り立たないのではないかと思うのが1点です。

また同時に、そういう基準を示すのであれば、町全体の観光をどうするのかというところの観光振興計画等があって、そういう裏付けがあって用地拡張はこうするのだということであれば、それなりの納得する部分もあるかと思いますが、それがなかなか示されていないという問題を抱えています。

また同時に、用地購入に当たっては、いままでの他のパークゴルフ場やその他の用地を購入するに当たっては、何点かの候補地をあげた中で、その選定をされながら一つの候補地に絞り込むという形になっておりますが、今回は特別な理由ということも町の説明でありましたが、私は本来、公有用地を購入する場合は、原則やはり選択肢も含めて、当然出てこなければならぬのものにも関わらず、最初からここを買うのだという用地の選定というのはいかなるものかなというように思いますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

さらに私は従前の用地でも、使っていた、全く用地を購入するなどといったのではなくて、従来使っていた8,000平方メートルぐらいでしょうか、この用地で十分対応できるものだというように思います。それをベースにして観光についても町の人あるいは関係する団体との協議に臨んでも、十分上富良野町の観光の将来という点でも、十分対応できる観光づくりというのができるんだというふうに思っています。

こういう意味では明らかにその点では、土地の購入の仕方については問題があるなどというふうに考えています。さらにそういう用地の購入をするのであれば、増やした部分の価格で、例えば子育て支援センターの古くなった部分を改造・改築するだとか、将来に向けた基金の活用を積極的に他の住民が切実に望んでいる部分に活用するなど、こういう対策というのを取ってしかるべきではないかと考えております。また、そういう例で言えば乳幼児医療費の所得制限を廃止するなど、そういった住民との関わりの切実な部分のところに予算を将来的にもつける。あるいはこういう公共施設整備基金を取り崩すなどのきちんとした対応をもっと町は考えるべきではなかったのかと思います。

また、土地の価格においては造成前ということですが、今まであそこ土地は恐らく都市計画税等が徴収されていなかった部分もあるかというふうに思いますし、そういうことを考えた場合、農地でありながら農地でないような、はっきりしない部分も私は考えるものですから、以上のことを述べまして、どのような考えを

お持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番、米沢議員のご質問にお答えいたします。まず、土地の面積につきましては、過去の臨時駐車場が8,800平方メートル。今般、予算化をお願いしておりますのは、1万4,200平方メートルで予算化をお願いして計上してございます。面積で言えば1.6倍に相当いたしますけれども、かねてから御説明の中でもその用地の使用区分などを御説明申し上げておりますけれども、再度、ここで御説明申し上げますと、駐車場面として利用できる面積をほぼ1万平方メートルと想定してございます。その他取得する用地内に日の出公園の管理用道路、それから隣接する土地との境界を保ちます緩衝地を入れまして、1万4,200平方メートルという面積を考えております。この面積につきましては、当初から上富良野町側の希望面積として提示しておりまして、この中で特に観光面を従来の利用で駐車場の機能を確保したいという主軸を持っておりますけれども、その他に各種イベント会場として使っております。例えば冬場でいきますと「北の大文字」、それから「雪まつり」、それから経常的に使っておりますのは「スキー場の駐車場」、それから「クロスカントリー」など健康づくりの会場として冬場も使っております。夏場につきましては、様々なイベント、「花と炎の四季彩まつり」を中心としたシーズン来場者の駐車場機能が中心になりますけれども、そういう形で使っているという経過がございます。今回の面積1万4,200平方メートルにつきましては、従来使用していた区画、これは臨時駐車場以外の区画についても、これは厳密に申しますと農地法違反と言われても仕方のないところでありますけれども、臨時駐車場として使われていた土地以外につきましても、実質的に地権者の深い御理解のもとで使わせていただいていたという実態がございます。このため、今回取得する土地につきましては、従来使っていた機能を確保するという上で町の取得計画の1万4,200平方メートルとしたわけでございます。

あと、候補地の関係の御質問にお答えいたします。今般の用地につきましては、日の出公園の機能拡張という趣旨から他の隣接地、非常に考えにくいところがございます。当然に駐車場機能が中心となる部分がありまして、既存のエントランスゾーン、入り口部分に隣接した土地が必要不可欠という考え方をしております。また、土地の拡張の手続きにつきましては、用地を取得するための手続き、これ公園の拡張用地としていろんな特例を受ける手段をとっております。土地収用法の手続きに該当するというところで、様々な農地法の特例をいただいて取得

する形になっております。このようなこともあります。そして、また、特に離れた部分の用地を検討するとなると、この特例措置を受けられないという部分がありまして、この隣接するという必要不可欠な条件のもとでこの用地一点について取得交渉を行ってきた経過がございます。価格の面につきましては、土地鑑定を行った結果として控除法という手法に基づきまして算定しております。これら8,800平方メートルで十分と思うという御意見がございましたけれども、町が考える用地、そして先ほど説明しました過去に使ってきた機能を継続するという趣旨から適正な面積で算定したものと考えております。以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 米沢議員の観光の振興計画について御質問がございましたので、私のほうから若干申し上げておきたいと思っております。御案内のとおり十勝岳温泉地区を中心に町におきましても、古くは国民宿舎カミホロ荘も運営をしてございました。いろんなそういう時代の流れに応じまして、施設については町の役割分担としてはほぼ今の時代の中で終えているのかなと思うところであります。しかしながら私どもの町も改めて言うまでもなく観光の区域でありますので、従前のいい時には90万から100万人を超えた観光の入り込み客数もあったわけでありまして、現在は低調傾向でありまして、84万人と。ほぼ前年と大きく変わらない状況であります。若干伸び悩みという状況かと思っております。私どもも行政の立場でこの入り込み客数を何とか増やしたいということで、今はソフト面、特に農業の分野におきましては大変新鮮な農畜産物がございますので、それらに付加価値をつけることによりまして、また、来訪される方への魅力を提供できるということがこの観光入り込み客数の増加の下支えになるという考え方のもとに、こういうものを中心に国が奨励しております「頑張る地方応援プログラム」の中で観光入り込み客数を90万人台にのせるという、そういう大きな目標を掲げて関係機関との意見交換をしながら、また、外国人の誘客も図りながら、その活性化に繋ぐことを中心に観光の推進を図りたいと考えてございます。そういう観点で今回の日の出公園の施設におきましても、現状維持もしくはこれに上乗せをするような機能が、従来の機能が発揮できるようなその再生を目的にやっておりますので、決してその場その場の駐車場の議論をしているわけございませんので、その点は御理解を賜っておきたいというふうに思います。

○5番（米沢義英君） 副町長、その場その場限りの対応ではないとの答弁であります。しかし、私は聞く限

りにおいては90万人台を目標とすることでありまして、私、こういう目標があるとすれば、やっぱりもう既に取り組みがされるべきであったし、そういう、恐らく町では指摘したというのでしょうけれども、私にしたらそういう取り組みというのはまだまだ足りない部分があると。やはり地域の取り組みということであれば、もっといろんな団体との取り組みをテーブル囲みながら話し合うということも、もっとされなければならないのに、そういう姿も見えてこないという問題が私は感じているものですから、そのように言うのであって、この点やはりその場しのぎではないかなと思っております。

もう一つ、土地の価格にあたっては従来はパークゴルフ場は平方メートル当たり1,000円ぐらいという話でありまして、オートキャンプ場は2,000円ぐらいという形になっております。今回は3,510円という形で比較的高い買い物になっているというふうに考えますし、何よりもやはり既存の駐車場をベースにした中でも私は十分観光に取り組むあり方というのは、ベースを広げて対応し得る条件を作り出す、そういうことが可能だと私は考えているものですから、この用地の拡張というのは、別にしなくても十分観光振興のほうに取り組める環境づくりは十分できるということ、この点どうも見えてこないわけで、もう一度確認しておきたいと思っております。

それと何よりも今回の財源を他のものに振り向けるということを行いました。農業振興に至っても農家の皆さん方へしてみれば農産物価格の低落の中で、やっぱりそういったものに対して基金を造成するなど、そういう活用をしながらそういった財源の充て方を工夫するということが、この財源を従来の8,000平方メートルに戻した場合、除いた財源を活用するなど、十分対応、私はできると思っております。そういうことを住民の皆さん方も求めますし、観光のあり方という点でも、町は聞いたところご存知のように町はどのような方向を示すのかなという声が多いです。ただ、全くしていないということは私は考えておりませんが、それぐらいに今回の用地の拡張という点についても、問題が数多くなるのではないのかと思っておりますので、この点もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 5番、米沢議員の御質問にお答えいたします。先ほど来の質問の中で他の施策の話もありまして、ちょっと漏れていて申し訳ございません。特に私どもにおきましては、観光はもちろんでありますけれども、今、議員がおっしゃられるようにいろんな、こういう時代でありますので福祉につきましても十分

意を用いて行政の水準を上げなければならないと考えているところであります。特にそういう横断的に見まして、どこの分野を切り捨てるといことはできませんので、町民の方がこの地で安心して安全に暮らすためには、やはりそのもととなる地域の経済を活性化することについてはもちろんでありますけれども、福祉、いろんな成長過程の中で必要な福祉を行政サービスとして提供することについては、我々の行政としての使命でございますので、そういうものを十分念頭におきながら他のもので他のものが犠牲になることのないように十分意を用いていかなければならないと思っておりますし、そういう今回のケースにつきましてもそれらを念頭においた財源の調整を図っているところでありますので御理解いただきたいと思います。また、観光面につきましても、なかなか多くの皆さんから大観されるような事態には至っていない部分もたくさんあると思っておりますが、いずれにしましても、この駐車場におきましても昭和62年当時から大変重要な役割を果たしてまいりました。私がこういう場で改めて言うまでもないと思っておりますが、いずれにいたしましても当時は農地に戻すことを前提とした諸手続きを取ってきた経過にございますので、そういうことからしても昨年の復元の後、役割を果たしたというよりは別の方法で役割を継続しなければならないということでございますので、そういう観点でいろいろと買例も念頭におきながら、私はこの鑑定士から得たものについては、土地の立地条件、利用目的等々からみますと私ども買い求める側としては妥当なものだと思うところであります。いずれにしましても、そういう形でそれぞれの土地の条件に応じて、それぞれお互いが妥協できる価格交渉をしてまいりましたので過去の例も参酌いたしまして進めた経緯にございます。この辺は一つこの間もそういう説明をしてまいりましたが、私どもは過去のいろんな例、どれをもとにするかについてはなかなか一概に申し上げられませんが、それぞれの立地、それぞれの目的、それぞれの時代背景等がありますものから、過去の例を取り上げてどうだこうだというのはなかなか難しいものだなと評価しているところであります。いずれにしましても今後この日の出公園については公共施設でございますので、都市公園でありますけれども観光施設としての機能を果たしてまいりました。今後におきましても、そういう行政が守備範囲としております中での誘客の施設であると認識しておりますので、そういう施設にこられる方々の利便を考えると若しくは利用者の心理を考えるとあの隣接した箇所が全てだというふうに思っておりますので、その点も含めまして一つ御理解をいただいておりますように思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにごございませんか。2番、村上和子君。

○2番（村上和子君） 財政的に余裕がある場合は分かりますけれども、今までの使用していた駐車場の面積だけ、8,800平方メートル。これだけを求めるというお考えは浮かばなかったのでしょうか。何か最初から拡張ありきの感じに受け取れるのですけれども。そういう交渉というのはできなかったのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 2番、村上議員の御質問にお答えいたします。この過去の臨時駐車場8,800平方メートル。これは極めて昭和62年当時から臨時で使うという想定のもとで使用を始めた土地でございます。この経過の中で8,800平方メートルを超えて、先ほども御説明申し上げましたけれども、実態的には超えて使用していたという現実を私どものほうで捉えてございます。その他に日の出幹線水路の付設敷きを公園の管理用道路として使用させていただいておりますけれども、これら本来的に水路の敷地を大型車両が通行することは好ましくないということは、かねてから指摘されてございまして、管理用道路が必要だという町の考え方をもってございましたけれども、これを解決する手段を今まで持たずにおりました。この用地拡張の機会にあわせて管理用道路も整備する。そして、過去に使わせていただいていた用地分、これを公有地として確保して安心して違法性のないもとの、いろんなイベント、それからまちづくり、町民の交流、そういう広い多目的な要素も含めて駐車場機能を中心にした用地として、この正方形、不定形にならない管理しやすい用地として確保する計画としたわけでございます。以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

○議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） 今回の日の出公園臨時駐車場の件について、何点か御質問させていただきたいと思っております。ちょっと質問が多いので、2回に分けてさせていただきたいと思っておりますけれども、議長、よろしいですか。

○議長（西村昭教君） 3回までですので一括をお願いします。

○3番（岩田浩志君） 分かりました。予算的には補正予算ということで、産業振興課がこれに関係しないということで、商工観光班を所管する課長が出席していませんけれども、これまでに協議の中で当然、観光客のためにこの臨時駐車場を設けることで観光所管と協議を重ねたかなというふうに考えておりますけれども、その

部分でどのような協議が行われたのか、まず1点お聞きしたいと思います。

次にこのたび計画されている1万4,200平方メートルに係る年間の維持管理費、これどれぐらいかかるのか具体的に説明をお願いしたいと思います。

次に地権者はこの面積、ただいま示されております1万4,200平方メートル、このような形状でないと用地買収に応じてもらえなかったのか、以前の8,800平方メートルの形状、並びに今課長が言われている管理用道路があるというのであれば、用水路の横に管理用道路を設けてというケースも考えられたのかなと思います。また、昨年度、観光協会が答申しておりました8,800平方メートルの半分程度でいいのではないかと、それぐらいあれば最低限度やれるのではないかとという意見もありましたけれども、その辺も当然考察されて今日に至っているかなと思いますけれども、その部分についても伺いをいたします。

それから町民公募の検証、4月25日発行、町広報誌お知らせ版の最終頁に意見公募ということでパブリックコメントの公募が5月15日ということで、前回の全員協議会の中でもお寄せいただいた意見やなんか提出いただきましたけれども、この内容を例えば課長会議、政策調整会議といったところで当然協議されたかなと思いますけれども、その協議経過並びに経過を御説明いただきたいと思います。

それからもう1点、ただいま提示されております面積を確定して地権者と売買交渉を行った初日、この初日の日程を教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番、岩田議員の御質問にお答えいたします。まず1点目につきまして、用地取得に関する内部関係部署の協議経過ということで御質問がございました。これらの経過につきましては、3月中に関係部署全ての、これ内部で言えば産業振興課、スポーツとかいろんな利用をしていた教育委員会、それから公園管理の私どものほうで打合せを行っております。その際に必要面積などを検討してございますけれども、その時点ではまだ地権者のほうと具体的な交渉の場を設けておりませんでしたので、希望的観測というところで内部取りまとめを行った時点でございます。

次に年間の管理費につきましては、現在のところ利用形態がリースペースとして管理する予定でございます。そのため日の出公園を指定管理者のもとで管理されておりますけれども、この拡張部分につきましては様々な利用形態が考えられると思いますので、直轄で維持管理してまいります予定でございます。

次に1万4,200平方メートル、当初の1万4,900余りの土地でなければ応じられなかったのかという御質問でございますけれども、これ町側がこの土地を必要なので、是非、この土地をこの面積で予定した区画を買収したいという、これは町側の要請で進めてございます。ただ、この過程の中で、もし買収に応じられない場合、応じていただく部分はどれだろうかということでも交渉の経過の中で従来の面積、それから駐車場は諦めて管理用道路部分のみという交渉の中で、応答・調整はございました。ただ町側がお願いしたのは一貫して1万4,940平方メートルという土地で、是非、協力いただきたいということをお願いしてございます。この土地の価格につきましても、土地鑑定の数値をもとに交渉いたしましたけれども、地権者のほうとしてはもうちょっとの上側の金額を予定していたようではございますけれども、町の事情それから公共的な今後の利用形態を説明し、地権者のほうで大きな御理解を賜った結果、一部農道として使用する部分だけは買収計画区域から外してくださいということで、900平方メートル余りを除外した1万4,200平方メートルという最終の面積に落ち着いてございます。

次に、観光協会のほうから昨年の暮れごろ、文書を頂戴しております。この過去の臨時駐車場の8,800平方メートルの半分ぐらいでもいいと、半分ぐらいでも対応できるという根拠を示した文書を頂戴しております。ただ、この内容を観光協会のほうに確認いたしましたら、過去の利用総台数を観光シーズン中の日数で平均割りをした数字をもとに計算すると半分ぐらいでも収容できると、これはあくまで平均値でございまして、この辺の確認をいたしましたら、確かに平均すればそういう台数になりますけれども、実態はあふれた場合、シャトルバスを使って、ほかに設定した臨時駐車場から運ぶという大前提のもとに半分という想定をしたという回答をいただいております。町が考えている、おいでいただいた車を道路に溢れ出させないという趣旨とは相当違う算定をされていたということが判明しまして、私どもの想定する面積に決定したという経過がございます。

次に、意見公募に対して、内部の政策調整会議等で協議されたかという御質問ですが、この内容については、まだ協議していません。結果的に現在、先般の全員協議会の時の8名と集約した1件の合計9件分の御意見をいただいているということでございましたけれども、締め切り後のもしくは締め切り当日の、挟んで土日に投函された部分も想定されますけれども、月曜日に開けたところ、さらに3件のご意見が追加されまして、11名の投稿という結果になってございます。早々にこれらの

意見内容を施策に反映する部分もございますので、内部で関係部署の、協議会議を開きたいと思っております。それからこの公募いたしました意見11件と、団体訪問・説明の際に聞き取った集約意見1件の内容につきましては、6月10日発行の町報かみふらのに、それから事前に調整会議を開かなければいけないと思っておりますけれども、その調整会議を経た結果、その町の考え方や施策に反映する部分を集約してできるだけ早々に町の行政ホームページのほうで全文閲覧できるように考えてございます。

それから交渉の初日になりますが、具体的交渉を、瀬踏み的な交渉、それから地権者が町の職員だということもありまして、日頃立ち話などで話す軽い打診程度は行っておりますが、その初日となるとなかなか明示できにくいですが、瀬踏みの状況で具体的に席を設けて話したのが4月10日と記録しております。相対して正式な申し出を行ったのが4月10日ということでございます。以上です。

○議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） まず、最初の質問ですが、これだけ重要な案件なので産業振興課商工観光班というものから、どの様なアドバイス等を受けたのかということをお聞きしたかったのですが、私が聞く限りではほとんど相談を受けていないと。こういう話を聞いています。ただいまおかれている観光の状況、日の出公園のこれまでの動向を、さらには今年度移行の観光における計画、こういったものを当然勘案した中でこの拡張計画を持たなければ私はいけませんと思っておりますけれども、その辺もう一度伺いいたします。

次に年間の維持管理費という金額を具体的に示してくださいといっているのですが、直轄でやるから云々ということではなくて、具体的な金額を教えてください。そのように思います。

それから用地買収に関わって、町がこのような1万4、200平方メートルという形で、若干これより多い面積でありましたけれども、その面積を示して交渉にあたったということで、その点については本人が他の形状では駄目だといったわけではないので、十分に地権者として善処していただいたと私は思っています。ただいま課長の答弁でものすごく気になるのが、仮にも地権者といながら同じ町の職員であったかもまだ安かったと。もっと高く想定したなんてことはデリカシーのないこんな答弁はなんとも、大変遺憾に思います。これが民間の不動産業者なら分かりますよ。仮にも皆さん同僚でしょ。非常に残念ですが、地権者はどの様な形で対応していただけるというように私は思っています。本人の名

誉もあるでしょうし、私はそのようにお聞きしています。

それから町民公募ということで、まだこれは公募の成果は検証できていないということでありましてけれども、私、非常に残念なのが、これ地権者と交渉に当たったのが4月10日、意見公募の締め切りが5月15日、本来であれば意見公募を受けて、それを十分検証した中で、それで用地を確定して交渉すると。町長、これですね、自治基本条例が4月1日から施行されて1ヶ月ちょっとしか経っておりませんが、自治基本条例第20条に抵触しませんか。私はこの自治基本条例、大変興味があって、非常にまだまだ審議不十分ということで賛成できませんでしたが、本当にこれを機に町も若干変わるのかと思っておりましたが、このように始めからこんな意見公募しても聞く耳持たないということですよ。この部分については町長にお伺いいたします。以上、お願いします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番、岩田議員の御質問にお答えいたします。産業振興課のほうで相談を受けていないという聞き取りをなさったそうですけれども、町長を含めて3者、教育長を含めて理事者の中で当然、担当者を入れて協議しておりますし、その他の先ほどの関係部署の会議においても、いろんな意見聴取を実施してございます。その相談を受けていないという事実関係については、私のほうでどうも不可解なところがございますけれども、そこら辺の打合せ、それから方針決定に際する手続きについては、当然に観光振興の部分、大きな今回の拡張と繋がりがございますので、当然のことながら実施してございます。その他に先ほど内部会議だけを御説明申し上げましたが、3月中にその他に関係団体・機関を含めて、この土地のあり方について今後の観光それからいろんな過去の土地利用、イベント等の利用状況の聞き取り調整を、これも3月中に実施してございます。このとき出席した団体は、商工会、観光協会、体育協会、農協、その他にその場に関係する部署として教育委員会、産業振興課、担当する建設水道課、それから総務課もその時に出席して関係団体・関係部署調整会議、これ同じく3月中に実施しております。

それから管理費の具体的な金額、これは建設水道課で道路とか河川とかの維持管理職員を配備してございます。ですから草刈りを行うとすれば自前の機械を投入するというので、具体的な金額を算出するとなるとなかなか人件費が発生します。そのほかいろんな施肥とか管理剪定部分の消耗品が出るかと思っておりますけれども、具体的な数字については現在ちょっとはじき出せない。規定の予算内で行うという考え方をもっております。

それからもう1点、先ほどの発言の中で非常にデリカシーがないという御指摘がございました。私に失言がございました。大変、地権者の心情を配慮しない発言が思わず口から出たという、深く陳謝したいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 意見集約の関係でいろいろ意見をいただきましたので、町のほうの考え方も申し上げておきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、この駐車場につきましては、私ども、観光協会が果たしてきた役割、それから町としてのスタンス、それらを総合しましても、要るか要らないかというより、あそこは必須要件だなどという考え方のもとに今まで見守ってきましたし、今後につきましては、いよいよ町がその役割を、機能維持のために役割を果たさなければならないということで、今般の予算を上程させていただいているわけでございます。ただ利用面につきましては、いわゆる町がその条件整備をすること。それから利用の面におきましては、特に町内の関係の団体の皆さん方と大いに利用を高める、そういう話し合いというのは極めて重要だと考えておりますので、広く町民の方々にそういう利用面について、どういう意見をお持ちなのか、そういう意見集約をさせていただいておりますので、たぶんこの要るか要らないかも含めて皆さんに賛否を取りたいということも要素としてはあるべきかという御意見かと思っておりますが、私どもは今申し上げました形で要るか要らないかというより、なくなると大変だという前提のもとにこの予算の上程もさせていただいております。その点は一つ御理解をいただいておりますというふうに考えてございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番、岩田議員の御質問に1点答弁漏れがございました。申し訳ありません。交渉の経過で先ほど4月10日に初めて正式な席を設けたと御説明申し上げたけれども、この4月10日というのは、用地の買収に応じていただけるかどうかという、面積とかその事前以外の本当の入り口の交渉の場です。この席を設けたのはなぜかといいますと、応じていただくという返事のもとに土地鑑定を着手するという、こちらからの申し出を行っております。これが4月10日でございます。その後、土地鑑定の事務を進めて、4月28日に最終の成果品として土地鑑定価格を手に入れましたので、4月28日からは土地鑑定書をもとに具体的交渉を着手しております。以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 自治基本条例の関係の、議員

のほうから今までも意見をいただいておりますし、私どもも議員がおっしゃる考え方というのは、極めて重要だと考えているところでありますので、その辺は今後も条例の理念に沿ってそういう対応してまいりたいと考えてございます。

（「答弁内容が違う。」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 大変失礼いたしました。自治基本条例の規定に抵触しているのかどうかということだと思います。私どもの解釈は先ほど来申し上げているように、利用面について種々御意見をいただかなければならないという観点で取り進めた経過でございますので、私どもの解釈は規定に抵触しているという認識はもってございません。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

○3番（岩田浩志君） まず一問目、産業振興課からどのようなアドバイスを受けたかという具体的な内容を聞きたかったので、ただその点については、そういうふうに度々相談は受けていないというふうにはお聞きしました。それから6,000万円も投じる買物を年間の維持管理費も算出しないで購入するなんていうのは本来あり得ない。そういうことなんでしょうからどうしようもないですけれども、それから地権者につきましては、単価的にも鑑定士が出した金額で応じていただいた。なおかつ、いろんなケースで対応していたと思っていただいていること、私はとても前向きに対処してくれたというふうに思っています。それから、今、副町長の答えて、担当の課長が4月28日に交渉に入ったという時点で既に面積は確定しているということは、町民にこのような意見を聴取しても、当然、町民の中からもどうして1万5,000平方メートルなんだと、多いんじゃないのかという意見も寄せられておりますように、当然その部分においては、当然その部分も斟酌してしっかりと検証しなければならなかったはず。始めからどんな意見がきても聞く耳持たない。このようなやり方は、このようなやり方をするのであればこういった町民公募は止めたほうがいい。御意見を寄せていただいた方に失礼だ。我々は意見を言う上では公務です。思ったこともポンポン言いますけれども、一町民が何とか町のために私の意見によって参考にさせていただいて変わって欲しいと、切なる思いでここに書いているのに、こういう扱われるのは本当にとっても心外で、もう一度その辺をお聞きします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番、岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。まず日の出公園の一連の整備に

つきまして、基本的に私のスタンスといたしましては、まず、昭和62年から先輩達が本当に汗をして今日の日の出公園を築いていただいたと、多くの全国の皆さん方に親しみを持っていただけるような日の出公園にしていただいたという、そういう経過が、歴史が証明しているところでございます。諸般の事情の中で昨年度をもって一旦その駐車場機能としての役割を終えたという経過を踏まえまして、私は日の出公園の機能というものは従前の機能を維持していくことが上富良野町に取りましても、あるいは上富良野の産業振興上もあらゆる点から考慮いたしまして、この機能はなんとしても果たしていかなければならない。これは一私の思いのみならず、20年間にわたりまして日の出公園が親しまれてきたという歴史を見れば、これはもう説明をしなくても皆さん方御理解いただけるというふうに考えております。

それから、さらにどういうことで整備を充実するかというような面におきましても、今までどちらかという結果的に管理用道路がなかった。あるいは仮設の臨時的な駐車場であったというようなことから、緩衝地帯の整備もなされていなかった。あるいは排水路等の整備もなされないながら、あくまでも臨時的な駐車場としてその機能をしてきたということから、このたびの整備につきましては恒久的な町有地として求めさせていただいて、そして、さらには近隣の皆さん方に御迷惑のかからないような利用の形態を構築しなければならないと。そして、さらに相手がある交渉ごとというようなことで、これはマニュアルをもって、マニュアルに沿って物事を進めるというような、そういう性格のものではないと、交渉ごとというのはそういう性格でないということは、これは私は御説明申し上げるまでもなく、皆さんそれぞれ社会生活の中で交渉ごとというのはどういう経過を踏んで前に進めていくかということ、これは一概に一つとして同じパターンが適用されるというものでもないということも念頭においた中でそれぞれ担当の中で精一杯の対応をしたと私は理解しております。さらにそういうこれからの日の出公園のあり方というものを今しっかり町がどこまでお手伝いをさせていただくかと、町がどこまでお手伝いをすることによって、後は民間の方の活力をどのようにそこへ導入するかということがこれからの大きな課題でございます。御案内のように今私の感じるところによりますと、永年懸案でありました全ての業態、農業者あるいは商工業者などが今やっとその垣根を低くし、あるいは無くしてお互いに上富良野の将来の行き方を、将来の活性化を本当に真剣になって考えようと、そういう機運がまさしく私の胸にも伝わってきております。そのスタートが切られたというような状況だ

と理解しております。そういう方々のために、あるいは先ほど御質問にありました様々な福祉関係の予算に対する意の用い方等についても、やはりなんとしても将来に託せられるようなしっかりとした町の基盤がなければ、絵に描いた餅あるいは理想を掲げるだけでは私は行政はできないと思っております。そういう意味におきまして、この度この日の出公園の駐車場機能をプラス様々な形で民間の皆様方に利用していただけるような条件を整備することによって、次の世代に繋がると私はしっかりとした基盤を残すことができるというふうに確信をしております。

それから、さらに岩田議員のほうから最後のほうで尋ねありました自治基本条例にたいします整合性の御質問でございますが、私は担当も含めまして、町民の皆様方から寄せられておりますコメントもその都度都度お聞きしております。これらについても十分参酌をしたことは当然でございますし、そういうパブリックコメント以外の場面でも担当が方々に出向いて町民の皆さん方の意見を聞き伺ったり、あるいは私は様々な町民の皆さん方と接する機会が多数ございますので、そういう様々な機会を通じて、町民の広い皆さん方の意見を伺いながら、さらには議会のほうにも御提案申し上げながら、御意見を賜りながら総合的に判断をしてきょうを迎えているところでございます。私といたしましてはこれがやはり他に選択肢はないと。今、日の出公園の機能を20年前から延々として築いてきたこの機能を延長していくことが、さらにその延長の過程の中で恒久的な形に整えることが、今、上富良野町に求められているというふうに考えておりますので、きょう御提案にいたったということで御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。4番、谷忠君。

○4番（谷忠君） 私もこの問題に関しては、過去様々な御質問をさせていただいた経過でございます。何点かお聞きしたいと思っておりますけれども、私がこう見ますと全てここありきだというふうにしかどうしても思えないんですよ。先ほど課長の答弁の中で道路を挟んで、前にも土地はあることはあるんでけれども、特別な農地でもあったり、いろんな転用の部分で特別な問題も発生すると。これ、何が問題なのか。私はなんら問題ないと思っているんですよ。行政が取得する場合においては、その問題といわれる部分を教えていただきたい。まず、そこ1点。

それから先ほど岩田議員の御質問の中で、地権者との価格の問題で思わずそういう発言をしたとのことであ

りますけれども、課長、それは2度目の発言ですよ。こないだの全員協議会の中でも同じ発言をしている。思わず発言をしたのではないですよ。これだけは指摘をしておきます。

それからもう一つお聞きしたいのは、私は行政というのは、最小の経費を持って最大の効果を得ると。そういう手法を持って行政サービスを進めるべきだと、こう思っているのですよ。そうした中で、こういう財政状況の中で6,000万円もの、今ここに投資をしなければならぬ、その理由というのが私はどう考えても、私自身がそう思っているかもしれませんが、なかなかのみみ込めないということ。それから、民間企業というのは、ここに利益が上がるのだと思えば最大の投資をしますよ。それが民間のやり方なのです。この事業をやれば最大の利益を得て、株主やそういう団体構成、皆様方に利益を返せるんだということであれば、最大の投資をして事業効果を生むと、こういうやり方をやりますよ。行政というのは逆だと私は思っているのですよ。正に今のこういう状況の中でそういう設備を含めて6,000万円の投資をするということについてはいかがなものかと思っていますし、私はある方にお聞きをさせていただきました。不便性は道路1本あったって何にもないんだ。ただ、今の価格交渉の中でいくと道路を挟んで、交渉にのってくれるか、くれないかは別ですよ。別だけれども恐らく今の今回出てきた、不動産鑑定士が出した3分の1ぐらいで取得できるようですと、こういうお話がありました。こういう話を全て伏して、今の取得をしようとする部分のみを買い求めようという提案について、私はどういうふうにお考えなのか、もう1点聞かせて欲しい。

それから、先ほど副町長の答弁の中でお聞きをしたいのは、上富良野に多様な農産物がある。私は指摘されるまでもなく、皆様に言われるまでもなく、十分承知しております。それを日の出公園のこの場所と、どういう位置づけをして絵を描いていくのか。夢って言うものは見るだけでは駄目なんです。見た夢を実現させなかったら、それは夢でなくなってくるんですよ。ただ、見たという話だけなんです。この公園をどういうふうにして位置づけして観光とマッチさせて、具体的なプランがあって発言されているのか、その点について1点だけお伺いしておきます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番、谷議員の御質問にお答えいたします。副案として用地取得する土地として今回の目的の土地以外にあるじゃないかと。当然に比較してその中から選定すべきだという御意見かなと思

います。そのいろんな諸条件、全般の御質問にお答えしておりますけれども、主に駐車場として利用するという役割もございますけれども、その他にイベント、過去から使っているイベントの会場としての、その機能を期待する用地拡張でございます。これらの総合的な位置関係、利用上の利活用の位置関係を考えますと、どうしても今般求めようとする土地が最大の効果を発揮するだろうということで用地を選定してございます。谷議員の意見では道路を挟んだ部分、また、飛び地になった部分でも機能が確保できるという御意見かなと思いますけれども、私どものほうでは道路を挟んだ部分などを設定いたしますと、トイレから遠くなるとか、今回の一番の目的であります駐車場機能を確保する上で隣接するという部分がどうしても利用者側の利便性を考えると必要かなと考えております。それから合わせた機能として公園の管理用道路といいますか管理用通路としても兼用する。そして奥側には管理用の専門のアクセス通路を設置するという想定をしてございまして、それらの総合的な要素を勘案すると今般求めようとする土地に限られる判断で交渉に当たってございます。

それから先ほどの岩田議員のときに私のほうで陳謝しておりますけれども、全員協議会の席上でもデリカシーの欠けた発言、あったという御指摘でございます。併せて陳謝するところでございます。以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 谷議員の最後の質問にありましたように地場のいろんなものを、素材を活かしていくことが日の出公園とどういう関係かという御質問かと思いますが、御案内のとおり町内におきましては、私ども行政はそれなりの観光施設をもってございますが、多くが民間の施設で観光の魅力の維持に繋がっているんだなと思うところであります。ただ、繰り返しになりますけれども、この日の出公園の施設につきましても、過去から大変名前が知れ渡りまして、そういう誘客の一つの施設になっているのは事実だと思います。今回、駐車場機能も含めましてフリースペースという発想もってございますが、私どもは発想の一つでありますけれども、農畜産物のそういう新鮮な農畜産物をそこで朝市のような形で、そういう消費者との結びつきができるのも一つでしょうし、また、それを地場のお母さん方が加工することによって、それがまたそういう観光客の方も含めました、当然、地元の方の方はもちろんでありますけれども、そういう方に好評を得ることが、また、観光客を呼び込む一つの素材にもなるでしょうし、そういう点での今後の発想が期待できるわけでありまして、これらについては行政が全てお膳立てして、そういう機能

を有することができませんので、町内の皆さん方とそういう垣根を越えて発想しあうことで、そういう活力に繋がればということも、当然、この場では想定をすべきだと思いますし、また、もう少し視点を変えれば民間の施設にこられる方、特定の目的を持って通過される方もいらっしゃるでしょうし、その目的の施設で、また、観光情報を得て町内の各公共施設も含めまして、各施設を周遊する方も当然いらっしゃるでしょうから、そういうことを考えると、お互いそういう機能を果たしあうということを考えると、この日の出公園の駐車機能がもしなくなるとすれば、そこには人が来なくなるのではないかということを想定しますと、総じて上富良野町の入り込み客数の減に繋がるということが、大きな危惧する要素となりますので、私はそういう面とそれからフリースペースを先ほど来、町長が申し上げましたようにこれから付加価値を高めるということをお互い検証しあうことで新たな魅力を発生することによって、これが人の誘客に繋がる、繋げたいと、繋げないと地域の活性化のもとになるのがなかなか出てこないということを考えると、私は非常にそういうものを、垣根を越えてお互いが将来の活性化という夢を語りながら実現していくことは極めて重要だと思いますので、そういう機会、そういう場となるのがこの日の出公園にも有すべきだと考えてございますので、そういう観点で先ほど来、申し上げているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

(「様々な問題について答弁がない」と呼ぶ声あり。)

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(北向一博君) 発言の中で様々な問題があるということで、その問題を具体的にというご質問かなと思います。先ほど申し上げましたけれども、利用上の問題がまず1点目ございます。さらに両方農地、外周部分も含めまして代替地を考えるとすれば農地部分しか、現実、代替用地は想定できませんですけれども、農地として取得する場合、その適正価格以外に優先するのはやっぱり利用上の利便性、そして町長からも先ほどの発言の中にありますとおり、将来的なその土地の發揮する可能性などを含めて土地の位置、対象とする買収する土地を決定いたしております。取得に際して農地転用手続きとか、租税の特別措置なども必要になってきますけれども、隣接する土地の場合と隣接しない土地の場合、手続き上に非常に大きな違いが出てきます。隣接する場合は今回は土地収用法の第2条の適用を受けた公園用地ということで拡張手続きを、取得手続きを進めてございます。これらの問題が他の土地になると、ちょっと複雑な手続きになる。そして、今年度中の取得、それから

来年度に延びるときの、一時的に利用できない、駐車場として利用できない期間が発生するという観光面の評判。それから継続的な来客を阻害する要因が発生するというような部分も、いろいろな考慮を積み重ねた結果、今回の拡張用地を選定したということに終始いたしております。以上です。

○議長(西村昭教君) 4番、谷忠君。

○4番(谷忠君) あのですね、結果としてそういうことを招いたのはどこに責任があるの。そういうことが分かっているんなら、もう少し早い段階で提案してくるとか、間に合わないといっているのは、夏の四季彩まつりのことを言っているんですよ。切羽詰った段階でそういう説明をしても、ああそうですかとストンと私の気持ちの中に落ちないんですよ。問題でないです、それは。問題を複雑にしているだけなんです。収用買収するんですよ、これは。道路1本挟んで何で隣接していないと問題があるの。そこのところを具体的に説明してくださいといっているんですよ。

○議長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(北向一博君) 4番、谷議員の御質問にお答えいたします。道路を挟んで、道路というのは東1線道路のことかと思えますけれども、東1線道路を挟んで隣接する場合は公園用地の拡張として認められるものかと思えます。その場合は、収用買収は可能かと思えます。もし、隣接地内、道路を挟まない隣接地どうか飛び地を取得する場合については収用法が成立しないという部分がございます。以上です。

○議長(西村昭教君) 4番、谷忠君。

○4番(谷忠君) 3回目になりますけれども、最後になりますけれども、何を質問しようか忘れちゃったのですけれども。私、前回の全員協議会のときに富原運動広場にまわってくださいとお願いしたのは私なんですけれども。何を持ってあんなふうに申し上げたのかというと、私、クロスカントリーの部分だけであれば、富原運動広場の面積も調べてくださいとお願いした経過もあって、深山事務局員が調べてくれたんですけれども、12,000平方メートルぐらいあるという答弁でございました。今、取得しようとして計画に上がってきているのが14,200平方メートルですから、2,200平方メートルほど少ないわけですけれども、クロカンの体力維持だとか、競技用なら別ですよ、大会を開くと。大きな大会を開くというのであれば別ですけれども、今のところも含めて町民の健康増進とか、そういうことを目的に取得をしたいということであれば、町の施設として智原運動公園という、ああいう立派なものがあるんですから、あそこを有効利用して何とかクロカンを対応でき

ないものか、ということでお考えはいかがでしょうかということでも最後質問させていただいて終わりたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどの岩田議員にも重複する部分があるかと思いますが、まず用地の選定、なぜその場所に至ったかということに對しまして、皆さん方に御質問いただきましたが、私からもまずその部分にお答えさせていただきますたいと思いますが、やはり、先ほども申し上げましたように日の出公園の今日までの足跡を振り返りますと、やはり隣接した一体的な利用が図れる場所が、私が他の町を、いくつかの町を訪ねさせていただいたことがあります。やはり、民間の観光施設あるいは公共の観光スポット等を訪ねさせていただいても、やはり、最短の目的のところに、最短の利便性のいい場所に車を停めることができ、そして、直ぐ楽しめるという立地が、やはりまずそこへ車を向けたときに通り過ぎてしまいか立ち寄るかという、大きな一つのポイントだと理解しております。そういう意味におきまして、やはり、あの場所がそういう機能を有していることが、やはり、こんにちまで昨年まで永く多くの皆さん方に親しまれてきたことが証明していると、私はそういう理解をすることと、あわせて最近では高齢者の方々も訪れる中には非常に増えてきておりますので、そういう少しでも歩く軽減をするという配慮も当然、整備をする中では配慮をしていかなければならない大きな要点だと考えております。そういったことを総合的に判断いたしまして、やはり、場所としてはあそこが日の出公園の機能を向上させるために、向上というより従前の機能を果たすためには、あそこの場所においてほかないと私は理解しているところでございます。それから今お尋ねありました健康増進のための利用として富原の運動公園も利用できる所じゃないかとお尋ねでございます。確かにそういう機能もあそこでは持ち合わせていると思います。ただ、せっかくそういう目的を持って整備いたします駐車場、さらには多目的広場的なフリースペース等も持ち合わせることができれば、そこに当然、従来までクロスカントリーのコースとして利用してきた経緯でございますし、それらもあわせ持つことは、非常に有効利用ということも考えて、また、特に冬場は町民の皆様方がスキーを担いでお出かけになると想定いたしますと、非常に利便性もよろしいですし、町民の皆様方のサービス向上におおいに繋がるということで、こんにちに至っているということで御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。6番、

今村辰義君。

○6番（今村辰義君） 2点ほどお聞きしたいと思います。物事の結論を出すということは、方針が二つ三つあって、そして、今回であれば1万5,000平方メートル弱の用地を取得しようという結論が出たと思うんですけれども、その他の方針といいますか、代案をお持ちであるのかないのか、あったのかどうか、そこを一つお聞きしたいと思います。また、この1万5,000平方メートル弱を買うポイントの一つ、いろいろ言われましたよね。今後皆さんの知恵をお借りしながらと言いますか、いろんなイベントをやっていきたいと。そのほかに私は一つのポイントとしては管理用道路だと思っすよね。この管理用道路の意義と言うものをもう一度お聞きしたいというふうに思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 6番、今村議員の御質問にお答えいたします。代案があったかということでもございますけれども、先の議員にもお答えしておりますけれども、代案を持って、数点の中から交渉にあたったという経過はございません。今回の交渉には一つの目的とした用地を選定して、それに一心の交渉を持っております。このようなことから、もし今般、買収が成立しない場合、当面、駐車場機能などは他の手法により確保するという。いわゆる昭和62年以前の臨時駐車場をあちこちに配置して、バスでピストン輸送するというところで計画してございます。それで今回、平成21年度の予算では用地を取得できない場合の想定として、そのような手法で駐車場機能を確保するという予算組みを別途させていただきます。

次に利用の関係で管理用道路を目的とした部分、なにか不都合があったのかという点がございすけれども、現在まで管理用道路がございません。それで表側から入る場合は、施設本体の駐車場のところに車が入れるように柵を設けておりますけれども、それを取り外して車が入って作業してございました。ところがあそこの入り口部分、石盤による舗装となっております。これらがやはり車両の重量が主な原因と思われすけれども、毎年修繕して、今年は大修繕を行っております。これらの石盤の破損とか、歩道上に人が歩いているところを管理用車両が通らざるを得ないときが結構ございまして、住民の方それから観光に訪れた方から投書などが入ってございます。歩道部分を車両が通行するのは非常に危険である。改善してもらいたいというような趣旨のものもいただいております。ごく最近も一件、観光客の方から投書がございました。あと裏側の、現在、西幹線の用水路の部分は好ましくないとの指摘を受けながらも、他に通

行すべき方法がございませんので、従来、使わせていただいております。また、過去の8,800平方メートルの臨時駐車場以外のところの農道上に通路が入ってございまして、その通路も地権者の御了解というか黙認の形になってございましたけれども、農道の延長上を様々な管理用車両を走らせていただいていたという事実がございます。これは法律に違反する行為だったということで反省してございますけれども、今般、西幹線用水路の保守上の問題を、かねて指摘されていたこともありますし、それらの一連の解消を今回の管理用道路を作って解消しようとしています。この管理用道路の主な用途としましては、イベントの際の各種搬入機材、それから内部の施設維持管理、これ重量機械がかなり入ります。資材の運搬と施工機械、重車両が通行するという。それから冬場になりますと雪まつりの会場になっておりまして、これは先ほど申し上げましたけれども、石盤通路部分をダンプが雪を積載して通ってきたという実情がございます。これらイベント用の搬入道路に専用に管理用道路が今後使われていくことになります。もう1点、イベントの際の出店業者の方々が販売物品の搬入に従来は歩道部分を車両が走ってございました。これらも管理用道路に一本化して安全性を高め施設の破損を防止するという用途で使っていきたいと考えております。以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。13番、長谷川德行君。

○13番（長谷川德行君） 私は町長の思いと同じで絶対必要だと思います。たぶんここに居る議員皆さんがなくてはならないものだと思っていると思うんです。ただ、その手法というのですか、今、町民からの意見が出された。そこで直接観光イベントに携わっている商工会とか観光協会とも会議はされたと思いますけれども、それらの意見はどの様な意見が出されたのか。課長、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 13番、長谷川議員の御質問にお答えいたします。先ほど御説明したところと重複いたしますけれども、各種団体に訪問して説明すると同時に、時間をとっていただく場合につきましては意見交換の場を持ってございます。観光協会、商工会につきましては、それぞれ意見交換の時間帯をいただきまして、1時間弱ぐらい40分から50分の時間をいただきまして、様々な意見を頂戴してございます。この中で共通して出た意見につきましては、駐車場の機能、これは過去の臨時駐車場のもっていた機能というのは、是非、何とか確保していただきたいという一貫したものでござ

います。ただ、議員各位の御質問にもあったとおり、その面積の大小につきましては、これは意見として発言させていただきますけれども、価格が安ければできるだけ大きく取得すべきだと、価格が高い場合については財政負担、それから投資効率などを考えて必要最小限の面積にすべきだという意見も結構大勢を取ったものでございます。ただ、町で考えているのは、一時的なイベントの要素としてだけではなく、過去の利用形態を引き続き維持したいという趣旨で用地を選定してございます。そして、新たに管理用道路も含めた区画を考えるとどうしても1万4,000から1万5,000平方メートル近い面積を必要としたことから、それらを一貫した考え方として用地交渉にあたらせていただいております。重ねて申し上げますけれども、各団体、15団体と機関に訪問して時間を頂戴して説明してございます。その中で意見を聴取できる時間を頂戴できない場合が大半でございましてけれども、意向としましては、駐車場機能は是非、隣接した土地でなんとか確保してもらいたい。ただ、付加条件として先ほどからも申し上げているとおり、面積と価格、この両面が慎重に検討されたいという意見でございました。以上です。

○議長（西村昭教君） 13番、長谷川德行君。

○13番（長谷川德行君） そうしたらこの価格というのは安いという見方をしているんですか。安かったから多く買うような計画を作ったと。彼らは民意ですよ、直接使っているのは商工会と観光協会なんですよ。一般の人は今の敷地内にある駐車場で十分だと思います。あの噴水のところにある駐車場で。だから価格は安いというから、これまでしたという捉え方でいいんですか。商工会とか観光協会が安かったら多く買って来て、それでなかったら最小限の8,800平方メートルでいいということですよ。そういう意見があった。それが僕は民意だと思うんですよ。だから、そういうことがあるから選択肢を、8,800平方メートルでも買うという選択肢を町側では持つべきではなかったと思うんですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、それぞれの諸団体、諸機関といろいろ御協議させていただいた経過については、先ほどから課長からお答えさせていただいているとおりでございますが、価格、面積等については、価格等の鑑定あるいは評価によって面積の増減をしたという、そういう経過にはまずないということで御理解ください。当初からいろいろな諸条件をクリアするため、あるいは将来の利用計画を考えたときに、現在ご提案させていただ

ている面積を当初から計画させていただいたということは、当初からいろいろな内部の議論の過程では様々な意見があったことは事実です。そういう、こうなったらどうなるだろう、こうなったらあなるだろうということ、それは構想を組み立てる前段ではいろいろな御意見があったことは当然でございます。そういったものを積み重ねて、現在御提案させていただいている面積に意思を固めた。これが最善であるということで、価格云々によって面積が増減したという経過はございませんので、ご理解を賜りたい。

○議長（西村昭教君） 13番、長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 私も商工会の一員として会員に準じて、会長とか観光協会とか話しました。やはり、一番危惧しているのは、そこを作った、作ってやったからお前らなんか、せい。これが一番困るといって危惧しているんですよ。町でどういう計画も持っていないで、ただ場当たりに全部買うぞと。観光協会、勝手にやれ。今、副町長が言いましたけれども、取って付けたような地産地消の、あそこで、たぶん計画はなかったと思うけれども、そんな計画は。観光振興の計画もきちっと立てていないで、ただ買ってやったからお前らイベントで使え、なんに使え、常設売店をそこに作れ。だれ、お客さん来るか。本当にそういうことを危惧しているんですよ。そこをちゃんと行政で指導してくれるならいいんですよ。ただ買ってやったから、何かすれ。このお金が無駄だということです。それだったら最小限の8,800平方メートルで、何も俺達は困らないぞと、観光にも困らないし、イベントにも困らない。そういう意見が多いんです。その辺はどの様にお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 長谷川議員のお尋ねにお答えさせていただきます。私どものほうで整備をさせていただいた後に、そこを中心的に観光行政を支えてくれております、例えば観光協会さん、あるいは商工会さんなりにお膳立てをしたんだから、お前達、それを十分活用せと、そういうような想定をした整備だということは、私どもにはございませんで、先ほど利用の形態についてはいくつかパターンも検討した経過もございます。しかし、一番最善なのは様々な形に利用できる形態を整備することが、まず今必要だと。加えて大きなポイントとしましては、非常に無理をして管理のための道路の確保だとか、従来の施設の公園管理上、非常に無理をしながら利用していた実態がございまして、それらをこのたび解消し、さらには将来の利用も多面的な利用を想定した中で今回はそういったものを、課題を解消できる大きな転機だということで、現在お示しさせていただいているような

形を想定して、これによって将来の利用もさらに高めることができる。さらに管理も方々に迷惑をかけたり、あるいは既存の施設に負担をしないで管理もできるということで、私は質問からちょっとそれで恐縮ですが、事業費の多寡についても、まず大きなウエイトを占めるのが用地費でございますが、これは私どもが特にこの程度、あるいは地権者がこの程度ということでお互いが思いを出し合っというようなことより、むしろ客観的に鑑定をさせていただいた、それを最大尊重するという一方で、本当にこんにちを迎えておりますので長谷川議員がお尋ねいただきました利用の形態についても、特定のところに特に御負担をかけたりとか、そういう意図を持って求めるものではございませんで、これからいろんな町民皆さんが最大限の価値を高めるような利用が図れることをこれからも御相談いたしますし、商工会さんあるいは観光協会さんの御協力やお知恵もいただきながら、どちらかにウエイトをかけるとか、どちらかに負担を求めるとか、そういうような発想はしておりませんので、むしろこれから一体となって利用を充実させていくような、そういう協力関係をこれから構築していきたいと考えておりますので、是非、お力をお貸しいただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。7番、一色美秀君。

○7番（一色美秀君） 私は質疑というよりも、むしろ率直に今までの意見を聞きまして、自分自身の意見を述べさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 意見じゃなくて質問を。

○7番（一色美秀君） では、質問を兼ねてさせていただきます。先般の全員協議会がありましたけれども、その時に日の出公園の整備計画に寄せられました意見ということで、5月15日に締め切りになられました、この資料がでございます。これ、ちょっと読まさせていただきます。この中で駐車場の機能についてでございますが、駐車場は四季彩まつり等で利用しており、既存の駐車場だけでは足りないと思われるため、用地の取得が必要と考えます。駐車場としては利用しない期間はイベント等で利用するとありますが、いつ、誰が、何をすることも決まっていなくて、やるといっても結局は何もしないで終わる可能性もあるので、用地の取得についてはどのくらいの面積が必要になるかをしっかり考え、一部取得なのか全部取得なのかを決めるべきだと思います。またある人は、土地代はいくら予算しているのですか。農地の価格で買ったほうがよいと思う。もし価格が高ければ、この土地に限らず近くの駐車場を買えるのでは。町としてこの土地にこだわる理由を知りたい。既存の駐

車場は狭いので駐車場は必要だと思うが、どうして1.5ヘクタールも面積は必要なのか。また、駐車場として必要なのは一時的なもので、それ以外の利用が不明瞭であると。このように意見が出されています。そこでお尋ねしたいと思います。これだけの農地を買うために、なぜもっと早い時期に、さきほど町長もおっしゃってありましたけれども、あくまでも町がどこまでお手伝いするかと。全部整備して買って、後は町民の皆さんに使っていただくんだと。そのような意見がありましたけれども、やはり6,000万円という大きな費用を町で使われる現代において、むしろ本末転倒ではないかと。むしろ逆に民間なり町民の意見を聴いて具体的例を持って、それからどの様にするかということを進めるべきではないかと。その点についてお尋ねいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 7番、一色議員の御質問にお答えします。確かに今、新設でございませんので利用計画、微々さいさいにわたる利用計画をもって、この計画の推進に至っていないことについては、御指摘のとおりであります。ただ、町長の発言にありましたように、今までの日の出公園の利用の実績経過等を踏まえますと駐車場機能は必要だと、これは先ほど来、議員の発言にありますように、みんなが認識しているところではないかと思うところであります。それも一つの提案といたしまして、取得のあり方について、内部的にもいろいろ検討したわけでありますので、その結果、この御提案の1万4,200平方メートルという形になっているところであります。取得の段階で行政側としての土地利用、それから地権者としての土地利用、そういうこともありますし、いずれにしても、今までのお話を繰り返すことになって大変恐縮でありますけれども、いろいろと町民の方々の貴重な意見をもとに組み立てるのも一つでしょうが、先ほど申し上げましたように既存の日の出公園の、既存の公共施設の利用面での機能の補完をするということが主たる目的でございますことから、それにさらに管理用道路だとかいろんな懸案の課題を解決する土地利用の面も総合して、この判断に至っていることを一つ御理解をいただいております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。7番、一色美秀君。

○7番（一色美秀君） さきほど谷議員並びに長谷川議員もおっしゃってありましたけれども、非常に選択肢がない。非常に取得あるのみという前提で我々に迫っているわけですが、本当にその選択肢がない中で、なぜ一方的にこのような形で我々は意見をもうさなければなら

ないか。私個人としては、非常にこの点に疑問を感じるわけであります。その点の意味で私としては、まず意見としては賛成しかねるという意見でございます。なぜならばラベンダーというのはもともと本当に上富良野が発祥の地でございますけれども、今、日の出公園にラベンダーを植えて、なおかつ、その上で駐車場を持つということだけで、本当にお客さんが集まるのか。今現在は中富良野の富田ファーム。ほとんど独占されております。なおかつ、深山観光の観光施設、フラワーランドに行きまして、本当に町の中に人が集まってこない。そういうような中で、なおかつ、このような選択をしななければならないのか。それとなお一層、具体的な、本当に何度もお尋ねしているわけですが、日の出公園の具体的な策が見当たらない。それについて、一番大きな危惧をするところであります。その2点について、再度もう一度お願いしたいと思います。具体案を示していただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 一色議員の御質問にお答えさせていただきます。非常にある種、今、一色議員がお尋ねのような上富良野の集客をどの様に図るか、観光客の集客をどの様に図るかということで、そういうことに対する心配は全く私も同感でございます。特に最近近隣の施設がいろいろアイデアを凝らして集客を図っている実態も承知しております。しかしながら、私も様々な機会でも道内はもちろん本州方面も出かける機会もございまして、方々を訪ねてみますと、まず私どもが日々ここで暮らしている。そして、ラベンダー等にふれている認識と道内あるいは道外の皆様方が、この富良野地方にラベンダーを中心に思いを寄せているという、その度合いは、私ども日々暮らしている中で想像している遥かな大きな魅力をこの富良野地方のラベンダーに寄せていただいております。これ、私、町長に就任させていただいてから、様々なところでお話をする過程で必ず先方からあの素晴らしいラベンダーの上富良野ですねと、是非訪ねてみたいという、社交事例もあったといたしましても、まず例外なくそういうふうな印象を私どもに伝えてきております。そういうことから含めて、やっぱり、当然、近郊の施設もさらにラベンダーに力を入れて誘客を図っているという実態を踏まえますと、やはりこれはまだまだラベンダー観光というのは、この富良野圏域の観光の主役であることは、私は不動だと理解しているところでございます。そういう中でさらに上富良野町の中で様々な民間の観光スポットがございます。そして、そういうところにお客さんが、観光客が訪れている。それらを点を線で繋いで、そして大きな面として立体性を持

たして、その中から上富良野全体の底上げを図るための手立てを講じるのが、まさしく私は町の行政の責任だと認識しております。そういう意味におきまして、この上富良野町に点在いたします、あるいは近郊に点在いたします民間の施設等も含めて、この日の出公園がそのハブとして位置づけを、むしろ機能を充実させていくことが将来の上富良野を考えると、私はこれを除いて変わるものはないというふうに自負しておりますし、確信をしているところでございます。当然それに伴いまして、様々なこのたび従前の機能を継続することが大前提でございます。新しい事業を起すという思いより、従前のこれまで20年間、延々として存続させてこれたその機能をこれからも維持をするというのが、まず根っこにございます。そして、先ほども申し上げましたが、管理用道路とか緩衝地帯とか、今までは臨時駐車場であったがゆえに緩衝地帯も設けることはできなかったということで、近隣で例えば隣接地で農業者の実体験から申し上げますと、夏の観光シーズンの暑い盛りに農作物も一番病害虫が発生する時期でございます。当然、防除等も頻繁に行われます。そういうことを考えますと、観光客が大勢お見えのところ、そばでそういう農薬散布が頻繁に行われるということも想定いたしますと、非常にいい印象を与えない。いい環境だということ私は言えないと思います。そういうことを今回、一体として用地を求めることによって、それらも含めて解消できるということで用地の設定についても、それらの過去からの非常に不具合ながらやってきたものを今回解消できるということで、総合的に判断いたしまして、今の計画に至ったということで、是非、これは将来の上富良野のためには有効な事業だということで、私は町民の付託に応えられるというふうに理解しておりますので、是非、御理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番、一色美秀君。

○7番（一色美秀君） 今、町長の答弁がございましたけれども、ラベンダーというのは本当にこれからまだまだ魅力があるものだという認識でございますが、現在の状況を見ます時に先ほど申し上げましたけれども、上富良野の立地条件、今現在、本当に中富良野の富田ファームに独占されております。あの日の出公園に例え花を植えたところで、それは決して集客にはならないと。むしろもっと別な面において、独自性のあるものを、むしろ開発していかなければならない。単に花を植えたから、駐車場があるのだから、それだけで観光客がくるとは思えません。それと同時にもう一つは、あの日の出公園を町民の憩いの場所にすると。そのような意見ございました。そのための具体的な施策が何もございません。

いろんな位置づけはありますけれども、そういったものを本当に明確に表していくこと。これが町行政側の大きな仕事だと思います。そういった意味から、私はそういう旧態前の駐車場を設けて、ラベンダーを植えることだけじゃない。まして今回、全町民の理解を得られる方策でない、選択肢のない一方的なこういう用地買収の問題は非常に大きな問題があると思います。そういった意味でまだまだ私自身もそれに変わる具体的な方策がございます。本当に時間がないので、もしそういう形があれば、もし申し上げを許可いただければ、議場でお話をしたいと思っておりますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 質問ですので、そういう考え方はいくらでも機会があると思いますので。

○7番（一色美秀君） 分かりました。そのような意味で私はやはり基本にあるのは、私も今年の補欠選挙で議員になりましたけれども、選挙という投票の洗礼を受けておりません。しかしながら、私、いつも思うことは、本当に物事を決定するときは損か特かというものさしではなくて、この件についてもいかに町民に利益があるのか、町民のためになるのかどうなのか。そのようなことを中心に基準として考えていきたいと思っております。これ、私自身の考えではなくて私の背後には何十人、何百人という町民の意見がある。その意見も十分に集約されないまま今回もってきたこういう手法に対して非常に残念に思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。ほかにございませんか。

○議長（西村昭教君） 11番、渡部洋己君。

○11番（渡部洋己君） 今回の問題については非常に我々議員も答えを出すのは非常に大変な状態になっています。本来ならば委員会に任されればその中で協議して内容が悪ければ修正かけたりできるのですけれども、今回は百かゼロかということで非常に厳しい選択をしなければならぬと。そういう中で長年駐車場として使ってきた、20年以上も続いているものがなくなるということは非常に町民にもどうなのかなという考えもしますし、ただ、以前、見晴台公園ですか。あそこにもお金をかけましたし、また、今回、6,000万円ほどお金をかけると。今年、島津公園も3,000万円ほどかけて整備をする。こないだ町民から寄せられた意見の中に価格を分からないでこういう意見を出してきている。これがこの価格を分かったときには、もっともっと厳しい意見も出てくるのかというふうに思います。そういうことで、先ほど米沢議員も言うておりましたように、ここにお金をかけるのもいいんですけども、福祉とか医

療のほうにもっともっと力を入れて、おろそかにならないようにやってもらえば町民も納得できるのかなと思っております。それと先ほど一色議員、あるいは長谷川議員が言っていましたように、この意見の中にイベントをやるにも将来の計画がないままにやっただうなのかという意見もありますので、本来は商工会あるいは観光協会のほうから、是非、やっただ欲しいということであれば本当に一番いいんですけども、そこら辺が上手く本当に用地を取得して、あとは観光協会、商工会がきちっとそれについてきてくれるかが、そこら辺がちょっと心配なので、そこら辺の意見をもうちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 11番、渡部議員の御質問にお答えします。私も直接、商工会・観光協会の方々とお会いしたこともありますし、その中では先ほど担当課長のほうからも若干ありましたけれども、私も直接、日の出公園の将来はどうするんだという話も聴いてございます。ただ、日の出公園については都市公園でありますし、それに観光的な機能を果たしてまいりましたので、町長先ほど申し上げましたように現状を最低限維持する。そういう外の方も含めまして多くの方々に従来の魅力を感じていただけるようなことで、それを将来に向けて継続していくんですという話をさせていただいております。と言いながら今回の用地の拡張については、駐車場機能はありつつも、それ以外のスペースもございしますので、先ほど町長申し上げましたように、そういう時期、時期に応じて、駐車場は年間の、施設そのものが通年で機能を果たすことではございませんので、その時期によりましては利用がガッと下がったりすることもございますので、多くは駐車場というのはそういう宿命を持っているのだと思います。私どもは、と言いながらできるだけ公共用地としての多面的な機能を果たすべく団体の皆さんとも具体的に利用のあり方について、ひざを突き合わせて議論をしたいと考えているところでございます。先ほど来、一部の議員からありましたように、全てを団体に、どう利用するかも含めて委ねるといったことはあってはいけませんので、そういう面での今後のお話し合いは十分持っていかなければならないと考えてございますし、そういう議論の中で私はこの地域も含めて大変低調な経過にあります、活力を見出す、そういう素材とすべく、機会とすべく、お話し合いをさせていただく。その中には必ずやいろんな知識と経験、いろんな人脈もございしますので、妙案が出てくると思います。具体的な案があつて、こういう必要かどうかの議論が順番かと思いますが、繰り返しますけど今回は既存

の施設の補完的な措置を講じる。その中にいろんな面がありまして、いままでの利用も含めた、そういう用地の取得に至っているということでございますので、そういう中での機能の利用を関係の皆さんと共々しっかり議論をしながら、そういう活性化に繋がるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番、中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 今まで8人の同僚議員がいろんな立場で発言をしております。私も何点が質問をさせていただきたいと思います。まず1点は今までの経過の中で町の責任といいますか、その点について、まずお聞きしたいと思います。一つは臨時駐車場ということでやっただ、これは観光協会に委ねたと、いうなれば上富良野町の日の出公園は観光協会のための駐車場ではなくて、町の観光需要のための駐車場だと私は認識しております。今までの経過の中ではそういう点で観光協会が責任を負わされたような形になっているので、それらの関係の一つお尋ねをしたいのと、それからもう一つは管理道路、用水路の。これは今まで分かっていたことだと思うんですね。それを使っていたということは、今回それらを取っただ付けたような形ですということ、今まで誤りだつた。使っただんだということがあつたと思うんですねけれども、その点がやはり今回明らかになつたという点で、その用地ということも含まれている。それからもう一つは町民の皆さん方の意見集約の中でもありました。施設を改善をする。枯れたもしくは古いラベンダーを補植するだとか、植え替えるだとか。これは今まで毎年毎年やらなければならないことだつたのをなぜ今回コメントのナンバー2、ナンバー3に挙げているのかというようなことで、取っただ付けたような形の日の出公園の拡張ということがあるじゃないかという点が、まず一つ。それから、次、2点目は意見の集約の関係です。4月15日から5月15日までやりました。しかし、我々、5月18日に全員協議会をやりました。先ほど何人かの議員も言われましたけれども、課長会議だとか、それからもう一つは政策調整会議の中でどう反映されているのか。ただ、物理的に時間のないのは事実だと思います。15日に締め切つて、18日ということであれば。しかし、せめて集まった分だけでも、その後3件あつて全部で11件ということでございすけれども。そうすれば15日締めたら16日か17日にですね、それらの会議をやっただ、とりあえず意見がこう出た。これに対してどうするかということ、僕はあつて、18日の全員協議会の中に出てきて。それが今まで全然それらのことが課長会議、政策調整会議の中ではなかつたということでございます。それで6月10日の町広報に出す

ということでございますけれども、やはり自治基本条例の精神からいったら、それが大なり小なり反映させていくということがあるべきではなかったかというのが2点目。それから3点目の関係は、駐車場用地、従来8,800平方メートルが今度は9,760平方メートルということで、必要は私は十分認める。それから管理用道路も、今の用水路敷きを使っていたということも含めれば、ある面でこれも必要だと。それからまた緩衝用地の確保ということも僕は必要なかなという感じがいたします。それから農道の設置ということも。したがって私はこれら面積を総括すると1万4,200平方メートルということになってきたのかと。ただ、これに対する町民への理解をしていただく。それからもう一つはリーススペースの活用ですね。これは先ほど町長、副町長から出されておりましたけれども、これは観光計画とマッチをする。それと地産地消とも。リーススペースを利用する、意見を聴く会議といいますか、そういうものを作って、その中で集約をした形でどうするのかということ具体的に決めていくべきではないかと。というのは商工会から聴きました。観光協会から聴きました。そこに委ねると例の駐車場の問題みたいなことが、我々の団体に責任をおおせつかるということにもなりかねないし、それから例えば、副町長が言っていた朝市の関係等も含めて、いろいろな関係団体から意見を求めて、如何にあのリーススペースを多くの町民が利用する。そういう方策を具体的に出すには、そういういろんな意見を聴く機会・検討会議を設けてやっていかなかったら駄目ではないかと。ただ作ったわ、それまでだと、非常に、先ほど見晴台公園も出ましたけれども、見晴台公園のときは大分、前町長は声高々にあそこから観光客を誘導すると言ったけれども、実際にあそこから誘導する数は微々たるものなのですね。しかし、ある面でああいうものがあつたのはあれですけども、そのための利用する体制というものを今回、リーススペースの関係は是非、取って、やはり作ってよかった。我々利用してもよかったというような方策を具体的に出していく方策を是非採っていただきたいと思います。以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 9番、中村議員のご質問にお答えします。この間、観光協会が臨時駐車場の機能を果たす、その役割を担ってこられました。これ今、議員がおっしゃられるように、私も推測でありますけれども、当時も行政の機関とお互いがそういう実態を踏まえて意思を通じ合って、その役割を果たしてきたものと認識しているところであります。書類で確認ができないわけではありますが、少なくともああいう形態で公共施設の利

用から考えると、本来のあるべき姿は公共施設として足りない機能を町がその役割を果たすべきというふうに思うわけでありますが、いずれにしましても御案内のとおり経過を辿ったところであります。それと管理用道路の関係、これにつきましても日の出公園についても、想像の域を超えることはできませんが、あの公園そのものも非常に観光的な機能を果たしておりますが、また、以後、町の大きなイベントをする。そういう利用の経過・沿革がございますので、そういう経過の中で車両が公園内に入らざるを得ないというようなことで、あの既存の駐車場から園地の中に入らざるを得なくて車が通行してしまうとか、そういう整備後のいろんな経過の中での懸念というか危惧するものが新たに出てきたものと思います。いずれにしましても、整備の段階からこういうことが想定されていなかったのではないかと。そういう観点でこの管理用道路につきましても、今までの利用実績等からすると、しっかりこの機会にそういうルートを確認して、以後、心配のないような形にすることが妥当だということで、この話が土地の取得の中で出てきたところでありますので、急浮上、以前から皆さんと議論した経過にございませんので、急浮上という違和感をもたれるのは私どもも理解はできるところであります。いずれにしましても、そういう経過の中で、私どもこの機会にそういう課題の整理もしましようということが根底にあることを一つ御理解いただきたいと思います。あと、園地も非常に魅力を感じた中ではありますが、最近是非常に古株になって植え替えをしなければならぬ。財政状況等も含めて、どうしてもそういうことが後回しになったということが、また、観光客の利用離れということも、たぶん、背景としてはあるのだろうと深く反省しているところでございまして、数年前から内部ではその魅力を再生するのにどうしたらいいのか、どういう計画で投資していったらいいのかということ、内部議論されまして、段階的に展開している中に、もう少しクローズアップしていきましようということになっていることで、一つ御理解いただきたいと思います。あと意見集約、町民ポストという形の中で意見集約してございますし、いろんな意見をいただいておりますので、私どももいただいた意見につきましては、はなから無視しているわけではございません。いろいろと数少ない意見ではありますけれども、そういう意見を真摯に受け止めて、どういう計画に反映したらいいのかは熟慮していますし、将来の課題の中にもいろんな提案がございますので、これらについては余り十分、いろんな動きの中での途上なものですから内部で慎重な審議に至っていない面はありますが、これらにつ

いては今後、内部のいろんな議論の機会に繋いで課題解決に向けた対応をしてみたいと考えているところでもあります。それと長くなりましたけれども、フリースペースの関係は繰り返しになりますので、あまり多く申しませんが、いずれにしても見晴台公園についても言われる状況でありまして、本来の姿にまだなっていないので、ああいう町の中に人を導くという点としては極めて有利だと思いますし、また、山の陰になっていて、なかなか通行人の視覚に訴えることもできませんので、これは関係の機関とも十分協議しながら本来の機能を果たせるように努力したいと思いますし、そういう経験則を活かしながら日の出公園についても人が訪れる。その訪れた人が町の中に入るような、そういう機能を果たせるように、繰り返しになりますが関係の機関・団体といろんな相談をしながら、丸投げになるようなそういうことは想定しておりませんので、しっかり議論を重ねたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番、中村有秀君。

○9番（中村有秀君） 意見集約の反映ということでブリックコメントの実施で町民の応募が非常に少ないというのが実態です。それで私は例えば5月15日に締め切った。5月18日は全員協議会があるということは日程的に分かっているわけですから、そうすると5月15日の晩にでも意見集約箱を全部回って回収をして、それを集約し16日か17日でも課長会議か政策調整会議を一応開いてですよ、そうして意見交換をしながら、それを反映するための努力というか、そういうことをやっていたということになれば、まだ僕は理解できるんですよ。さきにこれありきで、なってきたような感じを同僚議員の発言からも、日程的に聴いたらないわと言うことだから、私はやはり自治基本条例の精神からいうと、やはりそういう会議を開いた。そういう場を作って協議をした。それから反映できるもの、反映できないもの、これはまとめて6月10日の町広報に載せるということでも、それはそれでいいんですけども、やっぱりそういう段階なものを、まず、ぴしっと日にちが無ければ無いなりの最善の努力を事務方はすべきだと思うんですよ。その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 9番、中村議員の御質問にお答えします。今、議員から発言がありました。そのとおりでありますので、私もそういう点では期間が無いとは言いつつも十分そういう意を尽くして内部協議に繋いでまいりたいと考えております。いずれにしても内容的にはもう少し将来にわたる点とか、いろいろ幅広い意見もございますので、そういう点では十分、今後機会

を捉えながら、内部で議論しながら反映できるものは反映することに努めてまいりたいと考えてございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって本件は、否決されました。ただいま議案第2号は否決されましたので、日程第5議案第2号は議題といたしません。

◎日程第6 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6議案第3号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第3号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。本年5月1日、民間企業夏季ボーナスを緊急調査した結果、世界同時不況の影響から前年比13.2%の大幅減となることが判明し、公務員ボーナスに当てはめると0.25月の減が確認されたとして6月に月給の2.15月分を支給する予定だった国家公務員の期末・勤勉手当を0.2月分臨時減額し、1.95月とするよう国会と内閣に勧告を実施しました。国は減額のための給与法を今国会に提出し、5月中に成立させる予定であります。人事院は例年8月に勧告を実施しており、前倒しでボーナスの減額をするのは今回が初めてでございます。民間と公務員のボーナスに大きな乖離があることは適当でないこと。また、12月のボーナスで1年分を精算すると大きな減額となる可能性が高いことから臨時勧告を実施しております。今後、8月に支給実績を踏まえた勧告を実施し、今回の臨時勧告との過不足が出た場合は12月で調整することとされております。また、北海道人事委員会においても5月12日に国と同じ0.2月分の減の臨時勧告が行われ、道においても5月中に改正案成立を予定しているところであります。当町におきましても臨時勧告に対する国・道・他市町村の状況を踏まえ、対応を図ることとあわせて平成19年度勧告以降生じておりました勤勉手当0.05月分の格差の解消を行い、国と同じ期末・勤勉手当の支給率、6月分

1. 95月、12月分2.35月、合計4.3月。現行から0.15月減に改正し、雇用実態は現在ありませんが、再任用職員の期末・勤勉手当も現行2.35月を改正後2.25月、現行から0.1月減に改正するものがあります。職員の勤勉手当と期末手当の期別の支給率につきましては、6月分勤勉手当、現行0.725月が改正後0.7月で0.025月の減、期末手当、現行1.4月が改正後1.25月で0.15月の減、合計で現行2.125月が改正後1.95月で0.175月の減となります。12月分につきましては前段で説明したとおり国との格差解消から勤勉手当を現行0.725月を改正後0.75月で0.025月の増、期末手当は1.6月現行どおりでありますので、合計で現行2.325月が2.35月で0.025月増となります。改正による影響額につきましては、総額で約1,040万円の減額になります。ちなみに職員一人当たり約5万2,000円の減額となるところであります。

それでは本条例の改正内容につきまして、その概要を説明いたします。1点目は本則において勤勉手当の支給率を100分の72.5を国と同じ支給率100分の75に改正するものです。2点目は臨時勧告による凍結であることから附則において、一般職と再任用職の6月の期末手当と勤勉手当の支給率を定めるものです。以下、議案を朗読し改正内容について説明させていただきます。

議案第3号、上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上富良野町職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に改める。

附則に次の1項を加える。

3、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第20条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

以上、説明といたします。御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7議案第4号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。本件については、佐川典子君に直接の利害のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、佐川典子君の退場を求めます。

（佐川典子君の退場）

○議長（西村昭教君） 提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第4号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件につきまして、提案理由を御説明いたします。

富町団地新築事業は国土交通省の補助採択を受け、昭和40年度以降に建築された10棟26戸を平成20年度から22年度の3カ年で3棟35戸とするものです。昨年度は10戸1棟、本年度は15戸1棟、来年度は10戸1棟の計画となっております。今般の工事内容につきましては4棟14戸を取り壊し、鉄筋コンクリートづくり2階建て、建築延べ面積1141.32平方メートルを建築するものであります。1階は1LDK6戸、2DK3戸の9戸、2階には2LDK3戸、3LDK3戸の6戸で合計15戸となっております。業者選定につきましては指名選考委員会におきまして、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事3工種に分割し、上程いただいた建築主体工事につきましては町内業者5社を指名し、5月19日に入札を執行いたしました。結果は、佐川・木津経常共同企業体が1億7,900万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の1億8,795万円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は、高橋建設株式会社と黄田・創成経常共同企業体が同額の1億8,100万円でありました。また、議決外となりました機械設備工事につきましては、町内業者5社を指名しまして、同日入札の結果、株式会社有我工業所が3,230万円で落札し、消費税を加えまして3,391万5,000円の契約金額となったところ

でございます。同じく電気設備工事につきましては、町内業者3社を含む5社を指名し、同日入札の結果、有限会社鈴木電設が1,750万円で落札し、消費税を加えて1,837万5,000円の契約金額となったところであります。なお、外構工事につきましては、建設工期の関係で、来年度の施工となります。参考まで落札率は建築主体工事では98.48%、機械設備工事では98.13%、電気設備工事では98.09%となったところでございます。以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第4号、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記、1、契約の目的、富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、1億8,795万円。4、契約の相手方、佐川・木津經常共同企業体、代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設、代表取締役、佐川泰正、構成員、上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設、代表取締役、木津雅文。5、工期、契約の日から平成22年3月25日。

以上、説明いたします。御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

○議長（西村昭教君） これより議案第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。佐川典子君の入場を許します。

（佐川典子君入場）

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君） これにて、平成21年第3回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 今村辰義

署名議員 一色美秀